

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙刑企発第1号
令和7年1月23日
警察庁刑事局長

仮装身分捜査実施要領の制定について(通達)

昨今、インターネット等を通じて実行犯を募集する手口による強盗等事件が相次いで発生し、治安上の大きな課題となっている。

これに的確に対処するため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、当該捜査員とは異なる顔貌、氏名、住所等が表示された文書等を相手方の求めに応じて提示する「仮装身分捜査」を実施するに当たっての手續その他の遵守事項を別添「仮装身分捜査実施要領」のとおり定めたので、その適正な実施に遺漏のないようにされたい。

なお、当面の間、仮装身分捜査を実施する際には、事前に警察庁の事件主管課に報告することとされたい。

仮装身分捜査実施要領

1 目的

本要領は、インターネット等を通じて実行者の募集が行われていると認められる犯罪について、犯人を検挙し、犯行を抑止するため、捜査員が当該募集に応じて犯人に接触し、当該犯罪に係る情報を入手する捜査活動を実施するに当たって、刑事訴訟法その他の法令に基づき仮装身分捜査を実施するための手続その他の遵守事項を定めることにより、その適正を確保することを目的とする。

2 定義

本要領における「仮装身分捜査」とは、捜査員が犯罪の実行者の募集に応じて犯人に接触するに際し、当該捜査員のものとは異なる顔貌、氏名、住所等が表示された文書等（以下「仮装身分表示文書等」という。）を提示して行う捜査活動（捜査の端緒を得る活動を含む。）をいう。

3 対象犯罪

仮装身分捜査は、インターネット等を通じて実行者の募集が行われていると認められる強盗、詐欺、窃盗若しくは電子計算機使用詐欺又はこれらに密接に関連する犯罪の捜査において行うものとする。

4 仮装身分捜査実施計画書

- (1) 仮装身分捜査は警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）による指揮の下、あらかじめその承認を受けた仮装身分捜査実施計画書に基づいて行うものとする。
- (2) 仮装身分捜査実施計画書には、以下の事項を記載するものとする。
 - 仮装身分捜査を行う対象とする犯罪
 - 当該犯罪の捜査のため仮装身分捜査を実施することが必要かつ相当であると認める事由
 - 仮装身分捜査の実施所属及び従事体制
 - 仮装身分捜査を行う期間
 - 仮装身分表示文書等の作成に関する事項

5 仮装身分捜査実施主任官

- (1) 警察本部長は、仮装身分捜査の実施に当たって、警部以上の警察官の中から仮装身分捜査実施主任官を指名するものとする。
- (2) 仮装身分捜査実施主任官は、警察本部長及び仮装身分捜査を実施する所属の長の命を受け、仮装身分捜査に従事する職員を指揮監督するものとする。

6 仮装身分捜査の実施

- (1) 仮装身分捜査は、対象犯罪の捜査のため必要であって、他の方法では犯人を検挙し、犯行を抑止することが困難と認められる場合に、相当と認められる限度において実施すること。
- (2) 仮装身分表示文書等は、原則として、犯人以外の者に対して提示しないこと。
- (3) 仮装身分表示文書等のうち書面のものの原本は交付しないこと。
- (4) 仮装身分表示文書等は、各仮装身分捜査実施計画書ごとに必要な枚数を指定して作成するものとし、捜査の推移により急きょ作成する場合には、その経緯を明らかにした上、警察本部長の承認を得て必要な枚数を作成すること。

7 仮装身分表示文書等の保管管理

仮装身分表示文書等の保管管理については、目的外利用を防止するとともに、紛失・漏えい等の事故が発生することがないように、以下の点に留意すること。

- (1) 管理体制を構築するとともに、仮装身分表示文書等のうち書面のものについては、他の捜査資料の保管場所とは別の保管設備において施錠の上、保管すること。
- (2) 仮装身分表示文書等のうち電磁的記録のものについても、他の捜査記録とは別のフォルダ等に保存するとともに、当該フォルダ等のアクセス制限、パスワードの設定、暗号化等を行うなどの措置をとること。
- (3) 保管設備からの持出しや電磁的記録の利用に当たっては、仮装身分捜査を実施する所属の長の承認を得ること。
- (4) 仮装身分捜査の終結、公訴の提起、公判の維持等の観点により保管の必要がなくなったと認める場合には、可能な限り速やかに、廃棄及び消去等の必要な手続をとること。

8 被害発生の防止

仮装身分捜査の実施に当たっては、以下の点に特段の配慮をすること。

- (1) 仮装身分捜査の遂行により、対象犯罪の実行者による新たな犯罪被害が生じることのないようにすること。
- (2) 仮装身分捜査の遂行により、犯人以外の者の日常生活及び社会生活に支障の生じることのないようにすること。

9 職員の安全確保

仮装身分捜査の実施に当たっては、犯人に接触する捜査員その他の従事する職員の安全確保に万全を期すること。

10 関係機関との連携

仮装身分捜査の実施に当たっては、捜査を円滑に実施することができるよう警察庁、地方検察庁その他の関係機関との緊密な連携を図ること。